

わがまち再発見!!

教育委員会 文化財課 ☎0920(54)2341

～知ろう、守ろう、私たちの文化財～

清水山城跡の整備を行っています

平成24年度は一ノ丸石垣の積み直しを大規模に行いましたので、先月号に引き続き紹介します。石垣修理は、石に番号を設定した上で一旦解体し、改めて積み直しました。



修理前



修理後

また、これまで紹介してきました「対馬藩宗家墓所」や「清水山城跡」などの史跡を活用したまちづくりをテーマにシンポジウムを開催します。皆様のご来場をお待ちしています。

厳原の史跡からまちづくりを考える～清水山城跡・金石城跡・対馬藩宗家墓所～

と き 平成30年11月10日(土) 受付12:30～ 開式13:00～ 現地見学15:40～

と ころ 対馬市交流センター 3階大会議室

内 容 【基調講演】「25年前の城下町と歴史遺産～厳原で史跡整備をおこなう意義～」

対馬藩宗家墓所等保存整備委員会 委員長 西谷 正 氏

【講 話】「文化財の保存と活用～保護法の改正と史跡整備～」

文化庁主任文化財調査官 平澤 毅 氏

【パネルディスカッション】「史跡の保存と活用への期待とまちづくりへの展開」



あんにょん! 韓国語

このコーナーでは毎月、生活に使える韓国語のフレーズをテーマに沿って紹介しています。先月に続き韓国旅行で使えるフレーズを紹介します。

好みの表現

パン チョアハセヨ?

A : 빵 좋아하세요? → **パン好きですか?**

네, 초아へヨ.

B1 : 네, 좋아해요. → **はい、好きです。**

아니요, 안 좋아해요.

B2 : 아니요, 안 좋아해요. → **いいえ、好きではありません。 李 庚津**



対馬市国際交流員
イ・キョンジン

「チョアヘヨ」は、食べ物や動物・人などほとんどのところに使えるとても便利な表現です。自分の好みや人に対する想いを表現する時に使います。好きではないと言いたい時は「チョアヘヨ」の前に「アン」をつけて「アン チョアヘヨ」に変えます。家族や友達など大切な人に「チョアヘヨ」の一言、いかがですか?

問い合わせ/観光交流商工部 文化交流・自然共生課 ☎0920(53)6111
上対馬振興部 地域振興課 ☎0920(86)3111

まちの話

スポットライト

特集

各課からの
お知らせ

無料法律相談

わがまち再発見
あんにょん韓国語

年金コーナー
消費生活相談

図書館情報
たすけあい通信

情報BOX

福岡事務所レポート
学校給食レシピ紹介

おくやみ
市長の動き他

特別診療案内他



年金コーナー

問い合わせ／日本年金機構長崎北年金事務所
☎095(861)1354

納めた国民年金保険料は全額が社会保険料控除の対象です！

国民年金保険料は所得税法及び地方税法上、健康保険や厚生年金などの社会保険料を納めた場合と同様に、社会保険料控除としてその年の課税所得から控除され、税額が軽減されます。

控除の対象となるのは、平成30年1月から12月までに納められた保険料の全額です。過去の年度分や追納された保険料も含まれます。

また、ご自身の保険料だけでなく、ご家族（配偶者やお子様等）の負担すべき国民年金保険料を支払っている場合、その保険料も合わせて控除が受けられます。

なお、平成30年中に納付した国民年金保険料について、社会保険料控除を受けるためには、年末調整や確定申告を行うときに、領収証書など保険料を支払ったことを証明する書類の添付が必要となります。

このため、平成30年1月1日から10月1日までの間に国民年金保険料を納付された方には、11月上旬に日本年金機構から「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」が送られる予定です。申告書の提出の際には必ずこの証明書又は領収証書を添付してください。（9月下旬か

ら10月上旬にかけてコンビニエンスストアで国民年金保険料を納付された一部の方は、11月中旬頃送られる予定です。）

また、平成30年10月2日から12月31日までの間に、今年はじめて国民年金保険料を納められた方へは、翌年の2月上旬に送られる予定です。

税法上とても有利な国民年金は、老後はもちろん不慮の事故など万一のときにも心強い味方となる制度です。

保険料は納め忘れのないようキチンと納めましょう。

《長崎北年金事務所の出張年金相談》

- 日時 11月8日(木) 9:00～16:00
場所 対馬市役所 別館会議室
 - 日時 11月7日(水) 13:30～17:00
場所 美津島行政サービスセンター 別館会議室
- ★年金相談は予約制です。
★予約受付期限 11月2日(金)まで

予約先 ☎095(861)1387

要チェック！消費者トラブルに巻き込まれる前に 対馬市消費生活相談所だより



消費者トラブルに関する事例やアドバイスをご紹介します

問い合わせ／対馬市消費生活相談所
☎0920(52)8322

未成年の消費トラブル～中古車購入契約～

【相談事例】3週間前、18歳の息子が150万円の中古車購入を契約した。ネットで見つけた車で、販売業者に問い合わせたら「超お買い得」などと勧められ、既に手付金1万円を払っている。また、契約時には「親は購入を了解している」と言ったようだが、私が知ったのは昨日である。息子が払える金額ではないので解約を申し出たが、解約金30万円の請求を受けた。確かに契約書に解約金2割と規定されているが、息子は事前の説明は一切受けていないという。支払わなければいけないか。

【消費者へのアドバイス】契約は「申し込み」と「承諾」の意思の合致で成立し、いったん成立すると、片方の勝手な都合で契約を取り消したり変更したりできないのが原則です。例外として民法では親権者の承諾のない未成年者契約の取消を認めています。ただし「成人している」「親は了解済み」などと偽ると適用されない場合があります。



今回のケースでは、注文書に本人の署名・捺印もなく、契約書の説明を怠ったことを業者側が認めただため、手付金は返金されませんでした。解約金なしでの解約となりました。18歳成人年齢引き下げの民法改正が2022年4月に施行されます。成人後は、契約の機会、金額が多くなるので18歳と19歳の消費トラブル増加の危険性も指摘され、国では学校での消費者教育強化など対策を進めています。困った時は対馬市消費生活相談所もしくは長崎県消費生活センター【☎095(824)0999】に相談してください。

本は1回につき、5冊まで2週間借りることができます。
また、本は近くの公民館で返すこともできます。

11月の休館日

■ 休館日

日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	

今月のおすすめ新着本

一般書

私が誰かわかりますか

谷川 直子/著

文藝賞受賞の実力派作家、谷川直子の体験にもとづく介護・看取り小説。「世間体」と「本音」の間で揺れながら、介護を通してしか知る事のできなかったことが知れる1冊です。



宣伝・貼り紙・注意書き6か国語文例集
看板揭示板研究会/編集

親切だけどちょっと面白い、日本独特の「看板・揭示板」でよく見かける表現の文例集。約150例が日本語・英語・韓国語をはじめとして、6か国語で収録されています。



基礎からわかる取説 スマホでみんなが使っているアプリ15

メディアックス/出版

スマホに、これだけは絶対に入れておきたい、みんなが使っている15アプリの使いかたを解説。これからスマホを使い始める方へ、おすすめの1冊です。



児童書

未来のお仕事入門

東 園子/画

この本では、170種類以上の職業を紹介。その仕事のやりがい、職場の様子、うれしいこと、たいへんなことなどがまんがでリアルに書かれています。



東大教授がおしえる やばい日本史

本郷 和人/監修 和田 ラチヲ・横山 了一/画

歴史がきっと好きになる！東大教授が、日本史の表と裏を教えます。歴史を変えた人物の「すごい」と「やばい」を見れば日本の歴史がざっくり分かります。



ノホホンむらのねこたち

さとう あや/著

新しいことを見つけにノホホン村に引っ越してきたノールくん。ご近所さん達と触れあううちにしたいことがだんだんみえてきたようです。さあ、なにを見つけたかな？



たすけあい通信 Vol.12

我ら、声掛け隊!!

生活支援コーディネーターの斉藤です。今月は巖原町棧原地区の活動を紹介します！

棧原地区では、平成26年・27年と続けて孤独死が発生したことをきっかけに、住民有志による「声掛け隊」が結成されました。地区役員や消防団・行政・社協等様々な機関との連携や組織の在り方、活動について何度も協議を重ね、結成に至っています。

活動日は毎月第3土曜日の夕方で、単居高齢者宅を訪問し、日常での困りごとはないかななどの声かけをしながら、孤独死を未然に防ぐこととしています。困りごと、住民で対応できることは、助け合いながら、対応できなければ、専門機関へつないでいます。もしもの時に備えた、応急救護訓練や災害時の避難訓練等も実施し、活動を充実させています。「住み慣れた場所で安心して暮らせる」ための見守り活動、まさに、助け合いの基本となる活動ではないでしょうか？

『これからの高齢社会では「自分さえ良ければ。ではなく、お互いで助け合う！』という気持ちが大切』と、声掛け隊の代表である棧原区長の柴田さんは話されています。



お宅訪問中



安心安全の棧原地区を目指して☆

問い合わせ

対馬市社会福祉協議会

☎0920(58)1432

対馬市 健康づくり推進部

地域包括ケア推進課

☎0920(53)6111

皆さんのお住まいの地域で「助け合い活動」を進めたいという方は、ぜひお電話ください。

まちの話

スポーツマイデー

特集

各課からのお知らせ

無料法律相談

わがまち再発見
あたしよん韓国語

年金コーナー
消費生活相談所だよ

図書館情報
たすけあい通信

情報BOX

福岡事務所レポート
学校給食レシピ紹介

おくやみやみ
市長の動き他

特別診療案内他